

参考編

第1章 投票と選挙運動等についてのQ & A

【投票】

Q1 投票は満18歳からできると聞きました。いつまでに誕生日を迎えていれば、投票はできるのですか。

A 選挙権を有し、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。
国政選挙の場合、選挙権は、日本国民である年齢満18歳以上の者に与えられます。地方選挙の場合、住んでいる地方公共団体（都道府県、市区町村）の議会の議員、長（都道府県知事、市区町村長）の選挙権は、日本国民である年齢満18歳以上の者で、市区町村の区域内に3か月以上継続して住んでいれば、与えられます。

満18歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行うこととされています。年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされていますから、投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。

ただし、選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、年齢満18歳以上の日本国民で、その市区町村において住民票が作成された日又は転入届を行った日から引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されていることが必要となります。

選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月、12月に行われる定時登録と、選挙の都度行われる選挙時登録があります。選挙時登録は、一般的には選挙の公示日又は告示日の前日に行われます。

なお、引っ越しをして住所が変わる場合、引っ越し先の市区町村の選挙人名簿に登録されるためには、住民票を移す必要があります（住民票は、行政サービスなどにもつながる大切な情報です。）。進学や就職などに伴い、実家を離れる場合は、実家のある市区町村へ転出届を行い、引っ越し後は引っ越し先の市区町村へ転入届を行って、速やかに住民票を移すようにしましょう。

Q2 どの候補に投票するか、友達や親と相談してもいいのですか。

A どの候補に投票するかを誰かに相談すること自体、特に禁止されているわけではありません。

なお、投票は、自らの自由な意思により行うものです。最終的には、自分でよく考え、自らの判断で投票する候補者を決めて投票することが重要です。

Q3 投票日の日曜日は部活動の試合があるため、投票には行けません。どうすればいいですか。

A 投票日当日の投票は原則として、7時から20時まで可能ですが、理由があつて、投票日に投票に行くことができない場合は、期日前投票という制度があります。期日前投票は、公示日又は告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において原則、8時30分から20時までの間、投票することが可能です。

なお、期日前投票所に行った際にその時点では満18歳に達していない場合は、期日前投票ではなく、不在者投票をすることになります。この不在者投票では、投票した人が満18歳になり、選挙権を有することになった投票日に正式に受理されて、一票として活きるようになります。投票の仕方については、市区町村の選挙管理委員会に確認してみましょう。

Q4 私はけがをして入院しており、体を動かすことができません。投票はしたいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 投票は、投票日に自ら投票所に行って投票するのが原則ですが、投票日当日、病気やけがで入院していて投票所に行くことができない選挙人が投票できるようにするため、公職選挙法には、指定病院等における不在者投票制度があります。入院している病院が不在者投票のできる施設として指定されている場合には、その病院内で投票することができます。

この場合、病院長に対し病院内で投票をしたい旨を申し出ると、病院長から名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要な書類が請求されます。その後、投票用紙などが届いたら、病院長が管理する場所で投票を行います。

詳しくは、入院中の病院や自宅住所のある市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてみるのがよいでしょう。

Q5 選挙期間中、私は部活動の遠征や大会への出場のため、長期間地元を離れています。投票はしたいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 不在者投票制度には、Q 4 で説明した指定病院等における不在者投票制度のほか、名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票制度があります。

この場合、住所のある名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に対して、滞在地で投票したい旨を申し出て、直接又は郵便で投票用紙などを請求します。投票用紙などが手元に届いたら、それらを滞在している市区町村の選挙管理委員会に持参して投票をすることができます。

詳しくは、自宅住所のある市区町村の選挙管理委員会に問い合わせるのがよいでしょう。

Q6 部活動の帰りに投票しようと考えていますが、持ち込んでいけないものなどがありますか。

A 選挙人の自由な意思の表明を容易にし、選挙の公正を確保するため、投票は、平穏な状態の下で行われる必要があります。

公職選挙法では、選挙の自由公正、平穏な進行の妨げにならないようにするため、選挙に関し、凶器を投票所に持ち込むことは禁止されており、持ち込んだ場合は処罰される可能性があります。部活動の帰りに、武具や金属バット等を所持している場合は、それらを持ち込んでも良いかどうかは、投票所の受付にいる職員などに確認するようにしてください。その他のことでも、職員の指示がある場合は、その指示に従ってください。

なお、投票所の最終責任者である投票管理者は、投票所の秩序を保持するための権限を持っています。投票所の秩序を乱す者がいる場合、その者を制止することができ、従わない場合は、その者を投票所外に退出させることができます。

Q7 家に届いた投票所入場(整理)券(バーコードのある用紙)を紛失してしまいました。投票所で事情を話せば投票できますか。

A 誤って二重に投票することなどがないように、投票をするには、事前に本人確認をする必要があります。本人確認を円滑に行うために、市区町村の選挙管理委員会は、選挙人に「投票所入場(整理)券」を交付するようにしています。したがって、投票所入場(整理)券を投票所に持参すると円滑に投票することができますが、紛失などにより投票所に持参しない場合であっても、投票所を訪れた際、生年月日や住所等を口述するなどにより、選挙人名簿と照合し、本人であることが確認できれば、投票することができます。

Q8 衆議院議員総選挙の投票所では、最高裁判所の裁判官の氏名が書かれた投票用紙のようなものが渡されるそうですが、これも選挙なのですか。

A 最高裁判所の裁判官は、任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民の審査を受け、この審査の日から10年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受けます(その後もまた同様に審査の日から10年を経過した後に審査を受けます)。これを最高裁判所裁判官国民審査と言います。

この審査を行う権利である審査権を有するのは、衆議院議員の選挙権を有する人ですので、日本国民である年齢満18歳以上の者に与えられます。審査は、選挙と同じく投票により行い、一人一票です。

最高裁判所裁判官国民審査は、投票所において、衆議院議員総選挙の投票と併せて行われるものですが、最高裁判所裁判官国民審査は、すでに任命されている最高裁判所の裁判官を辞めさせるべきかどうか国民が決める制度であり、議員や都道府県知事、市区町村長といった特定の職に就くべき者を国民が選ぶ選挙とは異なる制度です。

そのため、この審査の投票は、審査の対象となる裁判官の氏名が印刷された投票用紙を受け取り、辞めさせたいと思う裁判官に対する記載欄に「×」(それ以外の裁判官に対する記載欄には何も記載しません)を記載し、これを投票箱に入れることにより行います。投票の結果、辞めさせるべきとする票数が、辞めさせるべきでないとする票数より多い裁判官は、辞めさせられることになります。

【選挙運動と政治活動（総論）】

Q9 そもそも選挙運動とは何ですか。また、できることと、できないことは何ですか。

A 選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」と解されています。

選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）内にしか行うことができません。

また、**満 18 歳未満の者は選挙運動を行うことはできず**、誰であっても、満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

公職選挙法では、選挙運動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、本副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。

Q10 選挙運動と政治活動は同じものですか。選挙運動や政治活動について、高校生として注意すべきことは何ですか。

A 選挙運動や政治活動については、学校においては高校生として校則等の決まりを、また、選挙との関係では公職選挙法等の法律を守る必要があります。

校則については、教育目的を達成するために各学校において定められるものであり、その決まりを学校が定めた趣旨を踏まえ、行動をとってください。

選挙について規定する公職選挙法については、細かな定めが多くありますが、その趣旨は選挙の公正を確保することであり、そのことをよく理解した上で、具体的なケースについては、本副教材の記載も参考にしつつ、適切な行動をとってください。

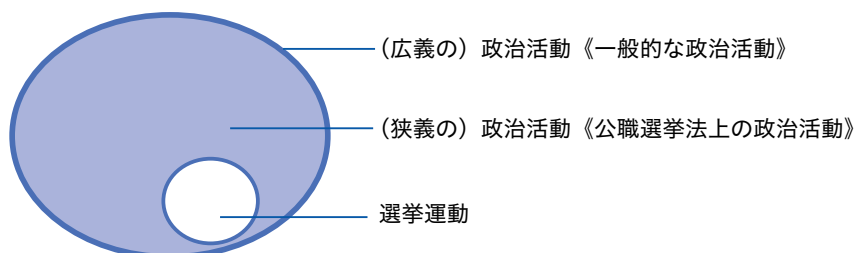
Q 9 で述べたとおり、選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」と解されています。

また一般的に、政治活動とは、「政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対

することを目的として行う直接間接の一切の行為をさす」とされ、これら一切の行為の中には、特定の候補者を推薦したり、支持したりするという選挙運動にわたる活動も含まれると解されています。

しかし、公職選挙法では、選挙運動と政治活動を理論的に区別して、それぞれについて規定をおいているため、公職選挙法上の政治活動（以下、政治活動という）とは、「上述の広義の政治活動の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」ということになります。

選挙運動と政治活動の関係を示す図



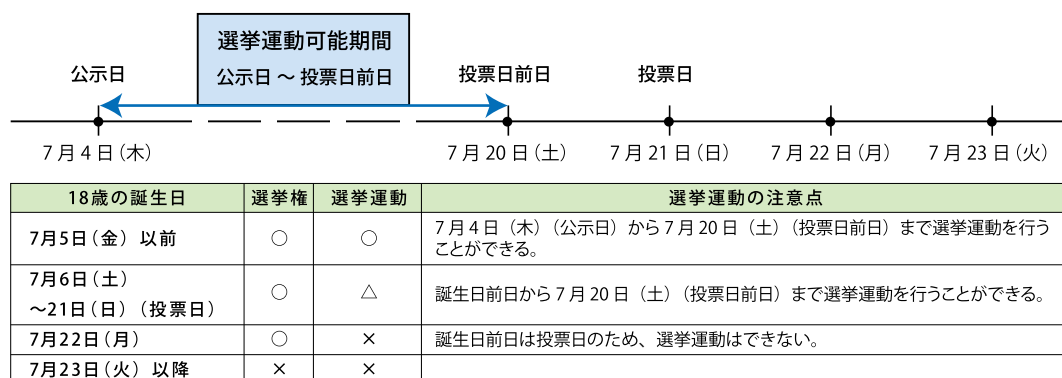
公職選挙法では、選挙運動や政治活動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、本副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。

【選挙運動】

Q11 私は選挙運動期間中は17歳のままですが、同じ高校3年生で18歳の友達は、選挙運動ができると聞きました。17歳は選挙運動ができないというのは本当でしょうか。

A 公職選挙法では、満18歳未満の者は、選挙運動をすることができないこととされています。また、誰であっても満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

誕生日と選挙の関係



Q12 私は投票日当日には18歳になっていますが、今はまだ17歳です。次の選挙に立候補する〇〇候補のために今から活動がしたいと思っていますが、どんなことに注意する必要があるのでしょうか。

A 活動の内容が特定の候補者への投票を呼びかけるなど選挙運動と認められる場合、満18歳未満の者は、選挙運動をすることができませんので、そのような活動を行うことができません。

公職選挙法では、選挙運動や政治活動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、本副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。

このほか、あなたの通う高校の校則において、選挙運動又は政治活動について制限が設けられている場合もありますので、学校の教員に確認してみるとよいでしょう。

Q13 今日、総理大臣が「衆議院を解散する」と発言しました。私は18歳なので、今日から衆議院議員総選挙の準備として〇〇党のピラを配ったり、インターネット上で立候補予定者への投票を呼びかけたりといった選挙運動をしてもいいですか。

A 選挙運動をすることができる期間は、選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間です。

総理大臣が衆議院を解散する発言をしても、選挙運動の期間が始まったわけではありませんので、候補者の立候補の届出の日までは選挙運動を行うことはできません。

Q14 選挙が始まりました。ある候補者への投票を呼びかけるチラシを配るアルバイトを行ってもいいですか。

A 候補者への投票を呼びかけるチラシ（選挙運動用ビラ）を配ることは、他の者から指示されたとおりに機械的に行ったとしても一般的には選挙運動になりますので、満18歳未満の者が行うことは禁止されます。また、配れる選挙も限られ、配れる場所も演説会場内や街頭演説の場所等に限られるため、例えば、チラシを選挙人の家のポストに入れるような配り方はできませんので、注意が必要です。

また、チラシを配る者が、報酬を受け取ることはできません。公職選挙法では、選挙運動は原則として自発的に無報酬で行うものであるとされており、選挙運動に従事する者に対する報酬は、選挙運動のために使用する事務員、選挙運動用自動車での車上運動員や手話通訳者、要約筆記者に対するものを除き、買収罪に当たることとなります。

なお、公職選挙法に規定されている範囲内で交通費などの実費を支払うことはできるため、こうしたものを受け取ることはできます。

Q15 私は18歳です。今回の選挙で誰に投票しようかと、インターネットで候補者のホームページを調べてみたところ、〇〇さんの政策に最も共感しました。〇〇さんは、誠実で良さそうな人なので、SNSで〇〇さんのメッセージを広めようと思いました。こうしたインターネットを使った活動はできるのでしょうか。また、こうしたインターネットを使った活動を行う場合に注意する点があれば教えてください。

A 選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）内にしか行うことができません。したがって、選挙運動期間内において、満18歳以上の者であれば、ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINEなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができます。

例えば、次ページの図表のように、自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込んだり、他人の選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿したり、他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広めることなどができます。

ただし、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行う場合、電子メールアドレスやその他その人に連絡するために必要となる情報（X（旧ツイッター）のユーザー名や返信用フォームのURL等）を表示することが義務付けられています。

一方、電子メールを利用する選挙運動は、候補者や政党等のみに限られ、満18歳未満の者だけでなく、満18歳以上の者も行うことができないので注意が必要です。また、候補者や政党等から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されています。

選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する

自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージをSNS等で広める（リポスト、シェアなど）

満18歳未満は  ➔ 満18歳以上は 

Q16 私は18歳ですが、18歳の同級生から「今度、食事をおごるから」とか「宿題を代わりにやってあげるから」と言われ、「その代わり、次の選挙では〇〇さん（〇〇党）に投票してね」と言われました。このようなことは許されるのですか。

A 選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）外に、あなたに対して同級生が特定の候補者への投票を呼びかけるような選挙運動を行うことはできません。

また、同級生があなたに対して、特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの財産上の利益（選挙人の心を動かさうと認められる程度のもので解されています）の提供を申し出ることは、選挙人であるあなたに対する利益供与の申込みに当たり、選挙運動期間の内外を問わず、買収罪に問われるおそれがあります。

なお、利益供与を受けた場合、あなた自身も買収罪に問われるおそれがあります。

【政治活動】

Q17 ○○党のために活動をしているという人から、同級生（同じ部活動に属する部員）の連絡先一覧を渡すように言われました。渡してしまっていいのでしょうか。

A 学校で作成し、生徒に配布している名簿（部活動で作成する名簿を含む）は、緊急連絡等のために作成・配布されているものであり、政治活動や選挙運動のために他人に譲り渡すことを目的としているではありません。また名簿を譲り渡すことで、他の生徒に損害等が生じるおそれもあります。このため、名簿に記載されている他の生徒に無断で、名簿を譲り渡すことは認められていません。

学校においても、「名簿を渡すことは学校から禁止されている」と断るよう、生徒に指導しておくべきと考えられます。

Q18 同級生から○○党の演説会に出るよう強く誘われて困っています。こういうことは認められるのですか。

A 演説会への参加などは、本人の自由な意思に基づいて行われるべきものであり、強く誘われ困っている場合は、まずは、誘ってくる者に対し、そのような集会に参加する意思がないことを毅然と伝え参加を断ることが重要です。それでも勧誘がやまない場合は、学校の教員など身近な大人に相談することが考えられます。

学校においても、このようなことが起こらないよう、学校の方針として無理な勧誘が認められないことを、生徒に指導しておくべきと考えられます。

【その他】

Q19 若者の投票率が低いので、生徒会で選挙に関心をもってもらうための啓発活動を校内で実施しようと思います。注意する点を教えてください。

A 様々な啓発活動を実施することは、若者の政治意識の向上を図るためにも重要です。ただし、例えば、ある特定の候補者だけ有利になってしまうような啓発活動である

場合には、その候補者のための選挙運動と認められる可能性がありますので、選挙運動と言われることがないように、公平かつ公正な活動を心がける必要があります。

Q20 学校で実際の選挙と合わせて模擬選挙をする場合には、その結果を公表する際に注意が必要だと聞きましたが、どんな点に注意する必要があるのでしょうか。

A 公職選挙法では、選挙に関して、当選人等を予想する「人気投票」の経過又は結果を公表をすることを禁止しています。ご質問の模擬選挙は、この「人気投票」に当たるため、選挙に関し、模擬選挙の結果を当選人が確定する前に公表（公示日又は告示日の前後を問わない）することは、公職選挙法に違反するおそれがあります。（P.69 参照）

Q21 公職選挙法違反を行った場合、20 歳未満でも罰せられますか。

A 満 20 歳未満の者が犯罪を犯した場合、通常、少年法により、懲役などの刑罰が科される刑事処分ではなく、少年院への送致などの保護処分が適用されることとなります。

一方、満 18 歳以上満 20 歳未満の者が^{※1} 公職選挙法違反等の罪を犯し、^{※2} 連座制の対象となる場合（候補者の子による買収罪など）には、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則、保護処分ではなく刑事処分の対象となります。

なお、満 18 歳以上満 20 歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象とならない場合でも、家庭裁判所は、刑事処分の対象とすることができますが、それを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこととされています。

※1 選挙犯罪の例 買収罪、利害誘導罪、選挙の自由妨害罪（演説の妨害、文書図画の毀棄など）

※2 連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わってなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

参考編

第2章 学校における政治的中立の確保

1 学校における政治的中立の確保とは

学校は教育基本法や学校教育法など関連の法令の規定に基づき、皆さんに対して教育を行う機関であり、皆さん自らが、世の中の様々な見方や考え方について、試行錯誤しながら調べ、自分なりに考えていく場です。そのため、学校が多様な見方や考え方のある課題について特定の立場のみの影響を受けることがないように仕組みが整えられています。

2 教育基本法の規定

日本国憲法の下で教育について最も基本的な考え方を示している教育基本法においては、政治教育について下記のように規定しています。

教育基本法（平成18年法律第120号）

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

この条文は、第1項において、国家・社会の主体的な形成者を育成する上で政治的教養を育むことが重要であることを示した上で、第2項において学校は特定の政党を支持したり、反対したりするような政治教育などをしてはならないことを規定しています。これにより、例えば、授業において、教員が一つの政党の政策や主張についてのみ教えることや、ある政党を支持ないし反対することを明らかに示すようなことは認められていません。

また、部活動や生徒会活動についても、これらの活動は生徒が自主的に行っているものですが、学校の教育活動の一環として行われているものであり、そのような活動においても一つの政党を支持するための活動を行うような場合は、教育基本法に違反します。

3 公職選挙法の規定

選挙に関して規定している公職選挙法では、以下のように規定されています。政治的教養を育む教育を行う際にも、この規定に留意する必要があります。

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

この条文は、教員が学校の生徒等に対して教育上の地位を利用して選挙運動を行うことができないことを規定しています。これにより、例えば、教員が、ある候補者に投票するよう、生徒を通じて保護者に働きかけることや、教員が保護者会の席などにおいて選挙運動を行うことなどが禁止されています。

同様に、教員が生徒に対して特定の候補者に投票するよう働きかけるような行為についても、本規定により禁止されています。

これらの法律に基づき、学校や教員が政治的中立を守りながら責任ある対応を行うことによって、学校における政治的教養を育む教育が行われています。

現実の社会的・政治的な課題は複雑ですが、皆さんの生活に大きな影響を与えるものであり、興味をもって考えることによって理解が深まっていきます。そのためには、課題について調べたり、他者の意見を聞いたりしながら、自分なりに考え、判断することが求められます。だからこそ、学校においてはこれまで述べてきた仕組みの中で、教員や皆さんが自分の考えをお互いに押し付けあったり、考えることを省いて性急に結果を出したりするのではなく、確かな知識に基づいたバランスのとれた議論の中で自らの考えを豊かにすることが重要なのです。

皆さんは、この仕組みの下で学校において良識ある公民として必要な政治的教養を身に付け、現在、また将来の有権者として、国や社会の課題に取り組むことが期待されています。

参考編

第3章 調べてみよう

参考 ウェブサイト一覧

【政策】

衆議院	https://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm
参議院	https://www.sangiin.go.jp/
国立国会図書館／国会関連情報（立法調査等閲覧可能）	https://www.ndl.go.jp/jp/diet/index.html

検索 政党：子供向け公約集等、中央官庁：統計調査、白書

【審議中継】

衆議院インターネット審議中継	https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php
参議院インターネット審議中継	https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php
例 東京都議会インターネット中継	https://www.gikai.metro.tokyo.jp/live/

【報道】

一般社団法人 日本新聞協会／加盟新聞社一覧	https://pressnet.or.jp/member/
-----------------------	---

【選挙全般】

総務省／選挙	https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/index.html
外務省／在外選挙・国民投票	https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/
都道府県選挙管理委員会連合会／都道府県選挙管理委員会一覧等	http://www.todofuken-senkan.jp/

【選挙に関する意識調査】

公益財団法人 明るい選挙推進協会／意識調査	http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/
-----------------------	---

【選挙の歴史】

衆議院・憲政記念館	https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/kensei/kensei.htm
尾崎行雄記念財団	http://www.ozakiyukio.jp/

【政治教育・手法】

公益財団法人 明るい選挙推進協会／主権者教育	http://www.akaruisenkyo.or.jp/citizenship/
例 東京都選挙管理委員会／選挙出前授業・模擬選挙	https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/vote/mogi/
沖縄県選挙管理委員会／市民性教育副読本の発行	https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/shichoson/11208.html
全国教室ディベート連盟／ディベートを学ぶ	http://nade.jp/learning/

【啓発動画】

主権者教育のための学習教材（総務省）

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/gakusyu/index.html

正しく知る一票の意味～高校生のための選挙講座～（埼玉県選挙管理委員会）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1701/keihatudvd.html>

若者の、若者による、若者のための、『選挙啓発動画』（徳島県選挙管理委員会）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/senkyo/2015101300018>

選挙に行こう！（茨城県取手市選挙管理委員会）

https://www.city.toride.ibaraki.jp/soumu/shise/senkyo/keihatudouga_senkyoikou.html

Level up! あなたも素敵な大人に！（埼玉県さいたま市選挙管理委員会）

<https://www.city.saitama.jp/006/009/018/p048470.html>

選挙はより身近なものに（山口県下関市選挙管理委員会）

<https://www.facebook.com/shimonosekishisenkan/videos/1477727059022477/>

公益財団法人 明るい選挙推進協会 動画コーナー

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/100movie/>

私たちが拓く日本の未来

有権者として求められる力を身に付けるために

著 作 総務省 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
文部科学省 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

表 紙 (株)麒麟三隻館
デザイン (株)知恵工場ナレッジ (株)デジタスファクトリー
イラスト 宮入俊広 春原弥生
写 真 時事通信フォト
協 力 (公財) 明るい選挙推進協会
参議院
(一財) 日本青少年研究所
福島県選挙管理委員会
横浜市選挙管理委員会
三重県議会
茅ヶ崎市議会事務局